

石川県立美術館雉香炉解説用
デジタルサイネージ等調達

入札説明書

令和 8 年 2 月

石川県立美術館

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本件調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
石川県立美術館雉香炉解説用デジタルサイネージ等調達 一式
- (2) 調達に関する仕様
仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所
石川県立美術館（金沢市出羽町 2 番 1 号）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県における競争入札参加者資格審査（物品の部）において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 提出方法

次の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、電子メールの件名を「【入札参加資格確認申請書提出】石川県立美術館雉香炉解説用デジタルサイネージ等調達」とすること。また、電子メール送信後、電話で着信を確認すること。

宛先 石川県立美術館総務課 ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年2月19日（木）正午

(4) 備考

入札参加資格確認申請書に係る電子メールの受信後、石川県立美術館総務課から受信確認のメールを送信する。申請書の内容確認後、入札参加資格の有無を電子メールにより回答する。

4 入札の場所及び日時等

(1) 入札関係書類の交付場所及び問合せ先、契約条項を示す場所、入札書の提出場所

〒920-0963 金沢市出羽町2番1号

石川県立美術館総務課 電話番号 076-231-7580

(2) 入札関係書類の交付場所

4(1)の交付場所において交付するほか、石川県立美術館ホームページに掲載する。

(3) 入札の場所及び日時

石川県立美術館1階大会議室

令和8年2月20日（金）午後3時

入札後、直ちに開札する。

5 仕様書に関する質問

(1) 受付期間

令和8年2月18日（水）正午まで

(2) 質問方法

質問書（別紙様式2）を、次の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、電子メールの件名を「【質問書提出】石川県立美術館雉香炉解説用デジタルサイネージ等調達」とすること。また、電子メール送信後、電話で着信を確認すること。

宛先 石川県立美術館総務課 ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 回答方法

石川県立美術館ホームページに掲載する。

6 入札及び開札

- (1) 入札者は、入札公告、仕様書及び契約書（案）（以下「契約条件」という。）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書に疑義がある場合は、5に定めるとおり質問を行うことができ、その他の契約条件に疑義がある場合は、4(1)に定める問合せ先に質問を行うことができる。ただし、入札後、契約条件についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札者は、入札書（別紙様式3。以下同じ。）を直接提出しなければならない。郵便、テレックス、電報、テレコピー、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、4に定める場所とする。
- (5) 入札者は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ア 件名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）及び押印
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

この場合、委任状（別紙様式4）を提出のこと。
- (6) 入札書は封書に入れ密封し、かつ、その封書の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「何月何日開札〔件名〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (7) 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (9) 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (10) 入札者の入札金額は、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 入札及び開札は、4に定める日時に行う。

- (12) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人となることができない。
- (13) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。この場合において、8に定める無効の入札をした者は当該入札に再度参加することはできない。

7 入札保証金

免除する。

8 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札公告に示した入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (3) 件名及び入札金額の記載のない入札書
- (4) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）及び押印のない、又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合で、入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
なお、正当な代理人であることが委任状その他で確認された場合を除く。
- (6) 件名の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したもので、その訂正箇所に押印のない入札書
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書
- (11) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 9(2)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定した場合、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかつた入札者に口頭で通知するものとする。

- (5) 落札者が、11(1)に定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

10 契約保証金

免除する。

11 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、当該契約の相手方に落札決定の通知をした日から起算して5日以内（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たる日があるときは、その日数を加算した期間）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書の作成において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに石川県知事が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 11(2)の場合において石川県知事が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 石川県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

12 契約条項

契約書（案）のとおり

13 その他

- (1) 契約締結権者の氏名は、「石川県知事 駆 浩」とする。
- (2) 入札者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札書が無効となった者は当該入札に再度参加することはできない。
- (4) 入札書の宛名は石川県知事とすること。